

(様式5)

判断基準が法令の定めに言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準（申請に対する処分関係）

			資料番号	13	担当課	畜産課
法令名	肉用子牛生産安定等特別措置法	根拠条項	8-1	許認可等の内容	業務規程の変更の承認	

○肉用子牛生産安定等特別措置法

(昭和63.12.22 法98)
最終改正 平成28.12.16 法108

(業務規程の変更)

第8条 指定協会は、業務規程を変更しようとするときは、農林水産省令で定める手続きに従い、当該指定をした都道府県知事の承認を受けなければならない。

2 都道府県知事は、前項の承認の申請に係る業務規程が前条第3項第2号及び第3号の要件に適合している場合でなければ、前項の承認をしてはならない

(定義)

第2条 この法律において「肉用子牛」とは、肉用牛であつて政令で定める月齢未満のものをいう。

(保証基準価格等)

第5条 この章において「保証基準価格」とは、肉用子牛の生産条件及び需給事情その他の経済事情を考慮し、肉用子牛の再生産を確保することを旨として、毎会計年度、当該年度の開始前に農林水産大臣が定める金額をいう。

2 この章において「合理化目標価格」とは、牛肉の国際価格の動向、肉用牛の肥育に要する合理的な費用の額等からみて、肉用牛生産の健全な発達を図るため肉用子牛生産の合理化によりその実現を図ることが必要な肉用子牛の生産費を基準として、政令で定める期間ごとに農林水産大臣が定める金額をいう。

3 この章において「平均売買価格」とは、肉用子牛の主要な生産地域に所在する家畜市場であつて農林水産大臣の指定するものにおける指定肉用子牛（農林水産省令で定める規格に適合する肉用子牛をいう。次項において同じ。）の売買価格の政令で定める期間ごとの平均額として農林水産省令で定めるところにより算出される金額をいう。

4 保証基準価格及び合理化目標価格（以下「保証基準価格等」という。）は、家畜市場における指定肉用子牛の売買価格として定めるものとする。

5 農林水産大臣は、保証基準価格等を定めるに当たっては、酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律（昭和二十九年法律第百八十二号）第二条の二第一項に規定する基本方針に即し、肉用牛生産の近代化を促進することとなるように配慮するものとする。

6 農林水産大臣は、物価その他の経済事情に著しい変動が生じ又は生ずるおそれがある場合において、特に必要があると認めるときは、保証基準価格等を改定することができる。

7 農林水産大臣は、保証基準価格等を定め、又は改定しようとするときは、食料・農業・農村政策審議会の意見を聴かなければならない。

8 農林水産大臣は、保証基準価格等を定め、又は改定したときは、遅滞なく、これを告示するものとする。

9 農林水産大臣は、第三項の政令で定める期間の満了後遅滞なく、平均売買価格を告示するも

のとする。

(協会の指定)

第七条 前条第一項の指定は、都道府県の区域ごとに、その指定を受けようとする協会の申請により、当該都道府県知事が行う。

2 前条第一項の指定を受けようとする協会は、農林水産省令で定める手続に従い、肉用子牛についての生産者補給金の交付の業務（以下「生産者補給金交付業務」という。）に関する規程（以下「業務規程」という。）を定め、これを指定申請書に添えて、当該都道府県知事に提出しなければならない。

3 前条第一項の指定は、その申請が次の要件のすべてに適合している場合でなければ、してはならない。

一 生産者補給金交付業務を適正かつ確実に実施できると認められること。

二 申請者の業務規程によれば、当該都道府県の区域内で生産される肉用子牛の生産者のすべてが申請者と生産者補給金交付契約を締結することができると認められること。

三 申請者の業務規程において、第十条の確認に関する事項、生産者積立金の積立て及びこれに要する負担金の納付に関する事項、生産者積立金から交付する生産者補給金の金額の算定及びその交付の方法に関する事項その他農林水産省令で定める事項が農林水産省令で定める基準に従い定められていること。

四 申請者が第九条第一項の規定により指定を解除され、その解除の日から二年を経過しない者でないこと。

4 都道府県知事は、前条第一項の指定をしたときは、遅滞なく、その旨を、公示し、かつ、農林水産大臣に届け出なければならない。

(生産者補給交付金の金額)

第10条 機構が交付する生産者補給金交付契約に係る肉用子牛についての生産者補給交付金の金額は、第五条第三項の政令で定める期間ごと及び指定協会ごとに、保証基準価格から平均売買価格（その平均売買価格が合理化目標価格を下回る場合にあっては、その合理化目標価格）を控除した金額に、生産者補給金交付契約に係る肉用子牛であつて、当該政令で定める期間内に、その肉用子牛の生産者が政令で定める月齢に達した日以後に販売したこと又はその肉用子牛の生産者が飼養しており、かつ、第二条の政令で定める月齢に達したことにつき、当該指定協会が農林水産省令で定めるところにより確認をしたものの頭数に相当する数を乗じて得た金額とする。

○肉用子牛生産安定等特別措置法施行規則

(平成元． 1 2． 1 9農水令46)

最終改正 令和5． 6． 20農水令37

(指定肉用子牛の規格)

第一条 肉用子牛生産安定等特別措置法（以下「法」という。）第五条第三項の農林水産省令で定める規格は、次の表の上欄に掲げる種別に属する肉用子牛であつて、その体重が当該種別の区分に応じ同表の下欄に掲げる体重の範囲内のものであることとする。

肉用子牛の種別	体 重
黒毛和種	二百三十キログラム以上 三百五十キログラム以下
褐毛和種	二百四十キログラム以上 三百七十キログラム以下
無角和種	二百二十キログラム以上

	三百三十キログラム以下
日本短角種	百八十キログラム以上 三百十キログラム以下
アングス種及びヘレフォード種	二百六十キログラム以上 三百十キログラム以下
ホルスタイン種（雌を除く。）	二百四十キログラム以上 三百六十キログラム以下
ホルスタイン種を母とする交雑種	二百七十キログラム以上 三百七十キログラム以下

（平均売買価格の算出）

第2条 法第五条第三項に規定する平均売買価格は、同項により農林水産大臣が指定する家畜市場（以下この項において「指定市場」という。）で売買された同項に規定する指定肉用子牛の売買価格を合計したものを指定市場で売買された指定肉用子牛の頭数を合計したもので除して得た額とする。

2 法第五条第三項の平均売買価格を算出する場合において、その金額に五十円に満たない端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円に満たない端数を生じたときはこれを百円に切り上げるものとする。

（業務規程の記載事項）

第4条 法第七条第三項第三号の農林水産省令で定める事項は、生産者補給金交付契約の締結の方法に関する事項とする。

（業務規程に関する指定の基準）

第5条 法第七条第三項第三号の農林水産省令で定める基準は、次のとおりとする。

一 法第十条の確認に関する事項については、当該確認を的確かつ円滑に実施するため適切なものであること。

二 生産者積立金の積立て及びこれに要する負担金の納付に関する事項については、生産者積立金として積み立てる額のうち農林水産大臣が定める割合に相当する額以上の額は、原則として、生産者補給金交付契約に係る肉用子牛の生産者が納付する負担金及びその他の者（独立行政法人農畜産業振興機構（以下「機構」という。）及び都道府県を除く。）が生産者積立金の一部に充てることを条件として交付する金銭をもって充てることとしており、かつ、その負担金の分担の方法が衡平を欠くものでないこと。

三 生産者積立金から交付する生産者補給金の金額の算定及びその交付の方法に関する事項については、当該生産者補給金は、法第五条第三項の政令で定める期間ごとに、その金額を算定し、法第十条の確認を受けた肉用子牛の生産者に交付することとしており、かつ、その交付の方法が衡平を欠くものでないこと。

四 前条に規定する事項については、当該都道府県の区域内で生産される肉用子牛の生産者が申請者と生産者補給金交付契約を締結することを不当に困難にするおそれがないものであること。

（業務規程の変更）

第6条 法第八条第一項の承認の申請は、申請書に次に掲げる書類を添え、これを同項の都道府県知事に提出してしなければならない。

- 一 理由書
- 二 新旧条文の対照表
- 三 当該承認の申請に関する意思の決定を証する書面

(指定協会による確認)

第七条 法第十条の確認は、指定協会の業務規程で定めるところにより、生産者補給金交付契約に係る肉用子牛の生産者でその肉用子牛につき当該確認を受けようとするものから、その旨の申出があった場合に行うものとする。

○肉用子牛生産安定等特別措置法施行令

[昭和六十三年十二月二十二日号外政令第三百四十七号]

(平均売買価格の算出の単位となる期間)

第三条 法第五条第三項の政令で定める期間は、毎年、四月一日から六月三十日まで、七月一日から九月三十日まで、十月一日から十二月三十一日まで及び翌年の一月一日から三月三十一日までの各期間とする。ただし、指定肉用子牛のうち農林水産省令で定めるものについては、毎年、四月一日から翌年の三月三十一日までの期間とする。

(販売に係る肉用子牛の月齢)

第九条 法第十条の政令で定める月齢は、満六月とする。